



横浜の中小企業の「明日」を
身近でサポート



SDGs特定社債保証

SDGsに取り組み、
資本市場から直接事業資金を
調達する方を応援



発行金額

5億6,000万円[※]
以内

※保証割合は発行金額の80%となります。

融資期間

7年以内

経営者保証不要

主 な 特 徴

横浜市信用保証協会が

保証料 **0.1%** 割引

詳しくは裏面をご確認ください。

横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート



横浜市信用保証協会

<https://www.sinpo-yokohama.or.jp/>



制度名	SDGs 特定社債保証
融資対象者	<p>以下の(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者。</p> <p>(1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が20%以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。</p> <p>(2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が20%以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。</p> <p>(3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が15%以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が5%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。</p> <p>(注) 各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。</p>
資金使途	運転資金及び設備資金
融資額	発行金額 3,000万円以上5億6,000万円以内 ※保証割合は発行金額の80%となります。
融資期間	7年以内
融資利率	金融機関所定利率
保証人	不要（共同保証人以外は不要）
担保	保証金額が2億円を超える場合には信用保証協会が根抵当権を設定します。（ただし、保証金額が2億円以下の場合は必ず無担保となります。）
保証料率	信用保証協会所定料率から 0.1% 割引
備考	SDGsに取り組む事業者であることを確認するため、SDGs特定社債保証制度資格要件申告書の提出が必要となります。

■ 詳しくは、保証担当窓口にお問い合わせ下さい

店名	住所／電話番号	担当地区
本店(保証課)	〒231-8505 横浜市中区山下町22 山下町SSKビル10階 TEL：045-662-6623／FAX：045-661-0089	中区 磯子区
新横浜支店	〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階 TEL：045-470-5600／FAX：045-470-7170	港北区 緑区 青葉区 都筑区
横浜駅前支店	〒220-0004 横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階 TEL：045-319-5335／FAX：045-319-5340	鶴見区 神奈川区 西区 保土ヶ谷区 旭区 瀬谷区
上大岡支店	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階 TEL：045-844-6621／FAX：045-845-0641	南区 金沢区 戸塚区 港南区 栄区 泉区